

特別償却の付表（震三）の記載の仕方

1 この特別償却の付表（震三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した開発研究用資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 中小企業者又は中小連結法人が震災特例法第17条の5第1項第2号（又は第25条の5第1項第2号）の規定の適用を受ける場合には、まず(18)欄から(32)欄までの各欄を記載し、次いで、(14)欄から(17)欄までの各欄を記載し、最後に、(1)欄から(13)欄までの各欄を記載します。

3 「特別償却の種類1」は、震災特例法第17条の5第1項又は第25条の5第1項の規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、「（ ）号」内には、それぞれの規定の該当号を記載してください。

4 「開発研究用資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第六に基づき、開発研究用資産の種類、細目等を記載します。

5 「開発研究用資産の名称3」には、開発研究用資産に該当する資産の名称を記載します。

6 「同上の所在地4」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある開発研究用資産の所在地を記載します。

7 「資産の用途（開発研究の目的）5」には、例えば、「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等

のように開発研究用資産の用途（開発研究の目的）を記載します。

8 「取得価額9」には、開発研究用資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

9 「普通償却限度額10」には、震災特例法第17条の5第1項第1号（又は第25条の5第1項第1号）の規定の適用を受ける場合に、その開発研究の用に供した日を含む事業年度（又は連結事業年度）の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率11」は使用しません。

10 「特別償却率11」の分子は、次の区分に応じ、それぞれの数字を○で囲みます。

(1) 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の5第1項第2号（又は第25条の5第1項第2号）に規定する開発研究用資産に該当する場合…「50」

(2) 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の5第1項第3号（又は第25条の5第1項第3号）に規定する開発研究用資産に該当する場合…「34」

11 「特別償却限度額12」には、次の区分に応じ、それぞれの次の算式により計算した金額を記載します。

(1) 9の場合 … (9)－(10)

(2) 上記(1)以外の場合 … (9)×(11)

12 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

13 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「認定地方公共団体による指定年月日14」には、復興特区法第39条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業（復興特区法第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。

(2) 「認定地方公共団体の名称15」には、対象資産が震災特例法第17条の5第1項第1号（又は第25条の5第1項第1号）の資産である場合に、認定を受けた福島

県又は福島県の区域内の市町村の名称を記載します。

(3) 「復興産業集積区域の名称16」には、例えば「〇〇復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。

(4) 「その他参考となる事項17」には、その資産が開発研究用資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。

14 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その開発研究用資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合23」が50%以上となる場合又は「保有割合25」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、震災特例法第17条の5第1項第2号（又は第25条の5第1項第2号）の規定の適用はありませんので注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細26～31」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。）

との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(イ)の法人を除きます。）

(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。